

○湖北環境衛生組合職員の旅費に関する条例

〔昭和44年3月15日
条例第11号〕

改正 平成18年2月15日 条例第4号

第1条 湖北環境衛生組合職員の旅費の支給については、石岡市職員の旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第58号）の例により支給するものとする。

第2条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。